平成２６年（フ）第１６号
広島県安芸高田市向原町坂152―52、住民票上の住所広島県安芸高田市向原町戸島759番地３
債務者　岩崎　　開
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
広島地方裁判所三次支部
平成２６年（フ）第２９号
埼玉県秩父市山田2359番地
債務者　大島　朋子
1　決定年月日時　平成26年８月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係
平成２６年（フ）第６１号
三重県鳥羽市池上町13番11号
債務者　山田　貴弘
1　決定年月日時　平成26年８月１日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係
平成２６年（フ）第１４４号
奈良県橿原市四条町814番地の４　グリーンヒル111―103号、前住所奈良県橿原市西池尻町270番地の２　安田ハイツⅡ号
債務者　岩田　秀明
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係
平成２６年（フ）第１５９号
奈良県橿原市西池尻町266番地の８　ニューロイヤルハイツ５号室
債務者　佐藤　利昭
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係
平成２６年（フ）第１６６号
奈良県大和高田市甘田町９番24号　小林住宅15号室、前住所奈良県大和高田市東中２丁目７番１号
債務者　辻本知惠子
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係
平成２６年（フ）第５５号
岩手県北上市柳原町１丁目７番７号　さくらパレス201号、旧住所東京都日野市万願寺２丁目30番地の30　レオネクストフリージア101
債務者　若松　由香
1　決定年月日時　平成26年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
盛岡地方裁判所花巻支部
平成２６年（フ）第３１２号
埼玉県八潮市大字伊草40番地21　サンリブ八潮１―101、旧住所埼玉県八潮市緑町２丁目１番地30
債務者　星　　保守
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
平成２６年（フ）第３１７号
埼玉県草加市稲荷６丁目13番10号　レオパレスＹＯＵ壱番館209号
債務者　末次虎太郎
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
平成２６年（フ）第３１９号
埼玉県春日部市栄町２丁目56番地　若葉荘307号
債務者　佐藤　将和
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
平成２６年（フ）第３２０号
埼玉県越谷市大字袋山1211番地８
債務者　太田　一男
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
平成２６年（フ）第２７０号
大阪府貝塚市津田南町12番５号
債務者　加道　和彦
1　決定年月日時　平成26年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
平成２６年（フ）第２７１号
大阪府貝塚市津田南町12番５号
債務者　加道　和子
1　決定年月日時　平成26年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
平成２６年（フ）第２９２号
大阪府岸和田市下野町５丁目６番13号、前住所大阪府貝塚市堀１丁目５番11号、前々住所大阪府貝塚市堀１丁目５番14号
債務者　平岡　ねね（旧姓平松）
1　決定年月日時　平成26年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
平成２６年（フ）第３０６号
大阪府岸和田市小松里町2179番地マメゾン21・410号
債務者　中村　裕幸
1　決定年月日時　平成26年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
平成２６年（フ）第３１９号
大阪府岸和田市小松里町861番地の12ハイムシルクロード102号、前住所大阪府岸和田市岡山町275番地の５
債務者　上川　秀男
1　決定年月日時　平成26年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
平成２６年（フ）第３２０号
大阪府岸和田市小松里町861番地の12ハイムシルクロード102号、前住所大阪府岸和田市岡山町275番地の５
債務者　上川　直美
1　決定年月日時　平成26年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係